

[事案 23-33] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 1 月 10 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 23-35]と同一人であるが、別の保険会社に対して、申立てを行ったものである。

<事案の概要>

変額個人年金保険に加入した際に、募集人の説明が不適切であったとして、契約を無効とし払い込んだ保険料の返還を求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 2 月に銀行員(募集人)から勧められ、1000 万円の変額個人年金保険に加入した。しかし、以下のとおり、本件契約は、不適切な説明により契約させられたものであるので、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 勧誘を受けた当初、高齢であることを理由に断っていたが、2 年間だけ加入してほしいと再三勧められたので、何度も 2 年後の元本保証を確認したうえで加入した。
- (2) 契約時のしおりの説明は全くなく、申込書記入後に置いて帰って行った。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の勧誘にあたり、パンフレットを 2 回にわたって合計 3 時間程説明している。また、パンフレットには、2 年経過後に解約した場合に元本を保証する旨の記載はない。
- (2) 申立人自ら契約申込書兼告知書・確認書に自署押印しており、その据置期間欄には 10 年間と記入している。
- (3) 申立人は、本件契約に先立って、投資信託を複数回購入した経験があり、金融商品に対する理解度は高い。
- (4) 申込後の苦情対応フォローの際、申立人は、据置期間が 10 年間であることや中途解約時には元本割れの可能性のあるリスク商品であるとの説明を受けていると答えている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法 4 条 1 項 2 項による説明義務違反を理由とした契約取消し、民法 95 条による錯誤による無効の主張であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 説明義務違反について

- ①募集人は申立人の自宅を訪問した際に、パンフレットを用いて 2 回、計 3 時間は商品の説明をしていると事情聴取において述べており、申立人も、募集人が何度も自宅を訪問して商品の説明を受けたことを認めていることから、本件保険商品につい

て少なくとも2、3時間程度の説明はあったことが推認される。

②募集人が説明の際にパンフレットを用いていたことを申立人も認めており、そのパンフレットには、本件保険商品のイメージ図が大きく印刷されていて、この図を見れば、申立契約が、中途解約の場合に元本を確実に保証するものでないことは明らかである。申立人は、申立契約が2年後に解約しても元本が保証されるとの説明を募集人から受けたと主張しているが、募集人が、パンフレットを一見すれば明白に虚偽と分かるような説明を行ったと考えることは困難である。

③当事者が提出したその他の客観的証拠に照らしても、申立人の主張するような虚偽の説明を募集人が行ったことを推認できる事実は存在しない。

(2) 錯誤について

①契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識に基づいて契約を締結した場合である（民法95条本文）。

②本件パンフレットには、元本を確実に保証する商品ではないことの説明が記載されており、申立人が契約にあたり、2年経てば元本割れのリスクが全くなき解約できることの錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。

③また、仮に申立人が、申込みの際にパンフレット及び契約書類を読まず、錯誤に陥っていたとしても、2年経てば元本割れのリスクが全くなき解約できる商品ではないことは、パンフレットの記載等から、わずかな注意をすれば容易に知りえることであり、かつ申立人が自ら申込書に署名していることからすれば、パンフレット及び確認書等を読まなかったことは、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価できる。